

新型インフルエンザ対策に 関する文部科学省行動計画

平成18年9月19日
(平成21年2月26日改定)

文部科学省新型インフルエンザ対策本部

目 次

<総論>

はじめに 2

基本的な考え方 3

<各論>

I. 前段階 6

II. 第一段階 10

III. 第二段階 17

IV. 第三段階 24

V. 第四段階 32

< 総論 >

はじめに

1. 鳥インフルエンザ（H5N1）は平成15年末以降、人への感染事例がアジアを中心に広がっており、平成18年1月には、トルコで検出されたウイルスが人に感染しやすいものに変異したとの報告も出されるなど、人から人への感染による新型インフルエンザ発生懸念が高まってきている。
2. このような状況の下、平成17年11月には、我が国としてとるべき対策をとりまとめた政府としての「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が決定され、必要な措置が順次とられてきている。
3. 文部科学省では、政府行動計画の策定を受け、平成18年9月、文部科学省と関係機関が必要な情報を共有し、新型インフルエンザ発生時の被害拡大を最小限に抑えることを目的に、「フェーズ4以降の新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」（以下、「本行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ発生に備え、必要な準備を進めてきたところである。
4. 平成20年4月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が成立し、水際対策等新型インフルエンザ対策の強化が図られたことやこれまでの科学的知見を踏まえ、政府行動計画の抜本的な改定が行われた。これを受け、本行動計画についても改定を行い、さらに具体的、効果的な対策がとられるようにしたものである。
5. なお、本行動計画は、現時点での状況に基づいて策定されたものであり、今後の状況の変化等を踏まえ、適宜修正していくことが適当である。

基本的な考え方

1. 行動計画の枠組み

- (1) 本行動計画は、発生段階に応じて適切な対策を文部科学省ならびに要請を受けた関係機関が講じることが出来るように、想定される行動項目を示したものである。
- (2) ここでいう発生段階とは、WHOが提示したものを参考に、政府行動計画において決定したものである。この段階については、WHOフェーズの変更状況も注視しながら、外国での発生状況、国内監視の結果を参考に、政府の「新型インフルエンザ対策本部」において必要に応じ見直していくこととしている。また、都道府県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で都道府県が判断するものとしている。

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
（各都道府県の判断）	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2. 文部科学省における行動

- (1) 文部科学省においては、第一段階（海外発生期）に移行した段階で省内に、大臣を長とした「文部科学省新型インフルエンザ対策本部」を設置し、情報の共有・分析と、今後の対応方針を協議することとしている。
- (2) 対策本部では、得られた情報を迅速に関係機関に提供するとともに、

当該情報の分析に基づいて立案された対策の速やかな実施を関係機関に対し要請することにより、必要な業務の継続と、感染による被害の拡大防止を図るものである。

3. 関係機関における行動

- (1) 文部科学省や厚生労働省等から示される新型インフルエンザの発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策等の正確な情報の入手に努めることが重要である。
- (2) 具体的には、後述する各段階毎の行動計画に基づき、各関係機関において具体的な対応策を検討し、それに沿った対応を行うことが必要である。

<各論>

I. 前段階 未発生期

(新型インフルエンザが発生していない状態)

政府行動計画（前段階）中の文部科学省関係項目

実施体制と情報収集

【国・地方自治体の連携強化と体制の整備】

- ・国における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定等を進める。
- ・地方自治体と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、訓練を実施する。

【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】

- ・速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

【情報収集】

- ・鳥インフルエンザ及び新型インフルザに関する国内外の情報を収集する。

【国際間の連携】

- ・家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行うとともに、新型インフルエンザの発生時に諸外国や国際機関と速やかに情報共有できる体制を整備する。
- ・研究者、医療関係者、動物衛生専門家及び保健担当行政官の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。
- ・国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。

予防・まん延防止

【在外邦人への情報提供】

- ・国内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策についての周知徹底するよう、要請する。
- ・発生国の日本人学校で、家きんを飼養している者に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。

【家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】

- ・学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。

医療

【まん延期の医療の確保】

- ・大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を要請する。

情報提供・共有

【情報提供体制の構築】

- ・ 各省庁や関係団体のウェブサイト、Q & Aの作成、各種広報等を通じ、新型インフルエンザ対策に関する情報提供を行う。また、新型インフルエンザの発生時に備え、国内外のネットワーク等のうち、情報提供に利用可能な媒体・機関について検討する。

社会・経済機能の維持

【事業継続計画の策定促進】

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。

＜「前段階 未発生期」における文部科学省の具体的対応＞

(1) 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する情報収集

- ①厚生労働省等を通じ、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する情報を収集
- ②感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する情報を収集。

(2) 文部科学省内の体制整備等

①文部科学省内の連絡体制の確認

新型インフルエンザ発生時に、迅速かつ的確に対応するために、定期的に省内から文部科学省関係機関（地方支分部局、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、日本学士院、日本芸術院、特殊法人、独立行政法人、放送大学学園、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、公立大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄の学校法人、教育委員会、私立学校担当の知事部局、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、日本人学校等）への情報伝達ルートを確認する。

②業務継続計画の策定

文部科学省における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ発生時の業務継続計画の策定を進める。

(3) 文部科学省関係機関への情報の提供及び要請

①本行動計画の周知

行動計画が改定されたら速やかに、文部科学省関係機関へ周知するとともに、本行動計画や政府行動計画等も参考に、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。

②文部科学省関係機関における連絡体制

文部科学省関係機関に対して、新型インフルエンザが発生した場合に備えて、情報収集体制及び連絡体制について整備・確認することを要請する。

③海外の日本人留学生に対する注意喚起

ア 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び大学等に

対し、留学を予定している学生・生徒がいる場合には、留学予定の地域についての外務省の渡航情報や厚生労働省等の情報を確認するとともに、在外公館や留学先の学校等を通じて現地の状況を把握した上で、学生・生徒の留学についての助言を行うことを要請する。

イ 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び大学等に対し、生徒・学生が現に留学している場合には、当該生徒・学生に対し関係情報を周知するよう努めるとともに、必要に応じ適切な助言を行うこと、特に現地の情報を収集する観点から、以下の点について当該学生・生徒に周知するよう努めることを要請する。

- ・ 現地の在外公館に在留届を提出すること。
- ・ 在外公館のホームページ等を活用し、最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、在外公館に照会すること。
- ・ 感染の疑いがある場合、国内の在籍学校や在外公館に連絡すること。

④野鳥や飼育動物に関する注意喚起

教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び日本人学校等に対し、児童生徒、教職員等に以下の点について周知するよう要請する。

- ・ 野鳥に近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。
- ・ 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、教育委員会に報告するか、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に相談すること。
- ・ 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。また、飼育動物等に触った後は手洗いやうがいを行い、糞尿を速やかに処理するなどして飼育動物の周りを清潔にすること等を心がけること。

⑤大学附属病院への要請

大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を要請する。

また、大学附属病院における新型インフルエンザに対する取組状況を把握するとともに、情報提供を行う。

(4) 調査研究の推進

○研究者の人材育成のための研修等を行うとともに、国際的な連携強化を含む感染症に関する調査研究を実施する。

Ⅱ. 第一段階 海外発生期 (海外で新型インフルエンザが発生した状態)

政府行動計画（第一段階）中の文部科学省関係項目

実施体制と情報収集

【政府の体制強化】

- ・海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。
- ・WHOがフェーズ4の宣言を行った場合には、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、水際対策等の初動対処方針について協議・決定する。
- ・WHOがフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣が出席する「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」を開催し、水際対策等の初動対処方針について協議・決定する。
- ・新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、水際対策等に関する基本的対処方針を決定する。

【国際間の連携】

- ・新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。
- ・国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。

予防・まん延防止

【感染症危険情報の発出等】

- ・事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。

【在外邦人支援】

- ・国内の各学校等に対し、新型インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。

情報提供・共有

【情報提供】

- ・各国の発生状況等を詳細に情報提供し、国民への注意喚起を行う。また、関係省庁のホームページの内容等について随時更新する。

社会・経済機能の維持**【事業者の対応】**

- ・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。

<「第一段階 海外発生期」における文部科学省の具体的対応>

(1) 新型インフルエンザに関する情報収集

内閣官房、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ（発生）に係る情報が、文部科学省にもたらされる。

- ① 予定されている伝達ルートを通じて大臣及び関係局課までただちに新型インフルエンザ発生を報告。
- ② 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザに関する情報を収集。
- ③ 感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの新型インフルエンザに関する情報を収集。

(2) 文部科学省内の体制整備等

- ① 「第一段階 海外発生期」へ移行した段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、ただちに新型インフルエンザ対策本部を招集。
→ 新型インフルエンザの症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を確認。さらに、その時点で、文部科学省関係機関等に要請すべき内容と今後の対応方針について協議。
- ② その後の事態の進行に応じて、随時、対策本部・作業部会を開催。
- ③ 教育委員会や学校等からの相談、問い合わせに応ずるため、文部科学省内に「新型インフルエンザ相談窓口」を設置。

(3) 文部科学省関係機関への迅速かつ正確な情報の提供及び要請

① 文部科学省関係機関への情報提供

海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等得られた情報について、種々の方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。

ア FAXやEメールを利用して情報を提供

(想定される情報は、次のようなもの)

- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 海外での発生状況 等

イ ホームページ上に開設されている情報公開サイトを通じて情報を提供（厚生労働

省等とも連携しつつ、新型インフルエンザの症状や効果的な予防方法、Q&A等を積極的に提供)

ウ 必要があれば緊急に全国の教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザの症状や効果的な予防方法、今後予想される動き等について説明を行う。

②文部科学省関係機関への要請

ア 文部科学省関係機関に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる機関に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。

イ 文部科学省関係機関に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう要請する。

(4) 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び 私立学校担当の知事部局への要請

○教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請。

- ①日本国内で発生した場合（第二段階以降）に、文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について整備・確認しておくこと。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うこと。
- ②文部科学省等から示される情報や、海外での新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。
- ③患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に指導すること。
- ④患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑤海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
 - ・新型インフルエンザの症状、感染経路等

- ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・海外での発生状況
- ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
- ・帰国する際の相談窓口

等

⑥重症急性呼吸器症候群（以下、「SARS」という。）の教訓を踏まえ、新型インフルエンザ発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう指導すること。また、新型インフルエンザ発生国・周辺地域にある日本人学校等から帰国した学齢児童生徒について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう周知すること。

⑦発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

（５）大学等への要請

①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、（３）の要請のほか、次のような対応を要請。

ア 日本国内で発生した場合（第二段階以降）に、文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について整備・確認しておくこと。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うこと。

イ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、海外での新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。

ウ 患者発生国・地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。

エ 大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。

- ・発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
- ・学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。

- ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

オ SARSの教訓を踏まえ、新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、冷静な対応がとられること。

- ②大学附属病院に対し、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議により作成された「医療体制に関するガイドライン」や都道府県等によりまとめられた行動計画等に基づいて対応するよう要請する。

(6) 日本人学校等への要請

- ①文部科学省より日本人学校等に対し、以下の情報をただちに送付するとともに、それらの情報を参考として、児童生徒、派遣教員等に対し適切な指導を行うよう要請。

- ・新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・海外での発生状況
- ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
- ・帰国する際の相談窓口 等

- ②文部科学省は、新型インフルエンザが発生している国・地域に所在する日本人学校等が臨時休業等を含めた安全確保のための措置を取るに際し、助言・指導を行う。その際、外務省（在外公館）に対し、

- ・新型インフルエンザの感染状況についての情報提供
- ・当該国で可能な医療の状況についての情報提供

を行うよう要請する。

また、感染症危険情報が発出された場合（発出見込みを含む）、文部科学省は、必要に応じて派遣教員及びその家族を日本又は安全な国（地域）に移動させる。その際、外務省（在外公館）に対し協力を要請する。

(7) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- ①感染症対策に資する情報を厚生労働省、感染症研究ネットワーク支援センター等文部科学省所管の関係機関と共有する。

- ②緊急に行うべき調査研究を企画、検討する。
- ③政府として緊急を要するワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合には、法律に基づく規制の手続きを迅速に行う。

Ⅲ. 第二段階 国内発生早期 (国内で新型インフルエンザが発生した状態)

政府行動計画（第二段階）中の文部科学省関係項目

実施体制と情報収集

【実施体制】

- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を決定する。

【国際間の連携】

- ・ WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等とウイルス株の同定・解析に関して協力をを行い、症例定義の決定や情報共有等を行う。
- ・ 流行状況やワクチンの有効性・安全性について海外との情報交換を行うとともに、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携、協力体制を構築する。

予防・まん延防止

【国内での感染拡大防止】

- ・ 都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。
 - 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。
 - 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 引き続き、国内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、国民への注意喚起を行う。また、ホームページの内容等について随時更新する。

社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

- ・ 全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組みや職場での感染防止策を開始するよう要請する。

<「第二段階 国内発生早期」における文部科学省の具体的対応>

(1) 新型インフルエンザに関する情報の収集

内閣官房、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ（発生）に係る情報が、文部科学省にもたらされる。

- ① 予定されている伝達ルートを通じて大臣及び関係局課までただちに新型インフルエンザ発生を報告。
- ② 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザに関する情報を収集。
- ③ 感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの新型インフルエンザに関する情報を収集。

(2) 文部科学省内の体制整備等

- ① 「第二段階 国内発生早期」へ移行した段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、ただちに新型インフルエンザ対策本部を招集。
→ 新型インフルエンザの症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を確認。さらに、その時点で、文部科学省関係機関等に要請すべき内容と今後の対応方針について協議。
- ② その後の事態の進行に応じて、随時、対策本部・作業部会を開催。
- ③ 文部科学省内に設置されている新型インフルエンザ対策作業部会に専従者を配置するなどして、
 - ・ 教育委員会や学校等からの相談・問い合わせに対する対応
 - ・ マスコミへの対応・広報
 - ・ 関係府省・関係機関との連絡調整
 - ・ 省内関係局課間の連絡・調整機能を強化する。
- ④ 必要に応じ、担当官を現地に派遣し、情報収集、指導・助言を行う。
- ⑤ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる文部科学省主催イベント等について、延期又は中止を検討する。

(3) 文部科学省関係機関への迅速かつ正確な情報の提供及び要請

- ① 文部科学省関係機関への情報提供
新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等得られた情報について、種々の

方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。

ア FAXやEメールを利用して情報を提供

(想定される情報は、次のようなもの)

- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応
- ・ 海外での発生状況 等

イ ホームページ上に開設されている情報公開サイトを通じて情報を提供（厚生労働省等とも連携しつつ、新型インフルエンザの症状や効果的な予防方法、Q&A等を積極的に提供）

ウ 必要があれば緊急に全国の教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項、今後予想される動き等について説明を行う。

②文部科学省関係機関への要請

文部科学省関係機関に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や職場での感染防止策を開始するよう要請する。特に大規模集会や不特定多数の集まる活動は延期又は中止を検討するよう要請する。

(4) 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び 私立学校担当の知事部局への要請
--

○教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請。

- ①文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等について十分な確認を行うこと。
- ②文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ③予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時

にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また症状のある人は「咳エチケット（注）」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。

- ④保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。
- ⑤児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- ⑥学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑦都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑧学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること（表1参照）。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知すること。
- ⑨学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうる（表1参照）。
- ⑩学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑪患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に指導すること。
- ⑫患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑬海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
 - ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
 - ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
 - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・ 発生状況

- ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
 - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
 - ・ 帰国する際の相談窓口 等
- ⑭発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

(5) 大学等への要請

- ①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請。
- ア 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について確認すること。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等について再度十分な検討・準備を行うこと。その際、大学等の所在地区の状況のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。
- イ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ウ 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- エ 学生及び保護者等に対して、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、医療機関等に相談するよう指導すること。
- オ 学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- カ 大学等において、学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該大学等の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等と相談するとともに、文部科学省等及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- キ 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、大学等の設置者は、必要に応じて要請を行っ

- た都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期及び範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ク 学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること（表1参照）。
- ケ 大学等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、国立大学法人、公立大学法人、公立大学法人を設置する地方公共団体、又は文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること（表1参照）。
- コ 大学等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- サ 患者発生国・地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。
- シ 大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。
- ・留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
 - ・学生を派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
 - ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

- ②大学附属病院に対し、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議により作成された「医療体制に関するガイドライン」や都道府県等によりまとめられた行動計画等に基づいて対応するよう要請する。

(6) 日本人学校等への要請

- 文部科学省より日本人学校等に対し、以下の情報をただちに送付するとともに、それらの情報を参考として、児童生徒、派遣教員等に対し適切な指導を行うよう要請。
- ・新型インフルエンザの症状、感染経路等
 - ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
 - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応等
 - ・海外での発生状況
 - ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
 - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
 - ・帰国する際の相談窓口

- ・日本人学校等が発生国から受け入れる児童生徒が、風評等により不当な扱いを受け
ることがないように正しい情報に基づいた冷静な対応が求められること 等

(7) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- ①厚生労働省、感染症研究ネットワーク支援センター等文部科学省所管の関係機関との間で、感染症対策に資する情報のほか、WHO（世界保健機関）、OIE（国際獣疫事務局）、FAO（国連食糧農業事務局）のリファレンスラボラトリー等からのウイルス株や症例定義の情報の共有等を行う。
- ②緊急に行うべき調査研究を企画、検討する。
- ③必要に応じ、文部科学省所管の関係研究機関に対して、WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力を行うよう指示する。
- ④政府として緊急を要するワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合には、法律に基づく手続きを迅速に行う。

注：咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することで周囲の人に感染させないように、咳エチケットを行う。

(方法)

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

IV. 第三段階 感染拡大期、まん延期、回復期

(国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態)

感染拡大期…各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

まん延期…各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

回復期…各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態

政府行動計画（第三段階）中の文部科学省関係項目

実施体制と情報収集

- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、国全体として感染拡大期に入ったこと、感染のピークを超えたこと等を宣言するとともに、それぞれの段階に応じた対策の基本的対処方針を決定する。

予防・まん延防止

【国内での感染拡大防止】

- ・ 都道府県等又は業界団体等に対し、住民や関係者に対して次の要請を行うよう、依頼し、又は直接要請を行う。
 - 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。
 - 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。
- ・ 回復期には、上記の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。

情報提供・共有

- ・ 引き続き、第二段階の対策を実施する

社会・経済機能の維持

【事業の縮小・継続】

- ・ 全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場での感染防止策を講ずるよう要請する。

＜「第三段階 感染拡大期 まん延期 回復期」における文部科学省の具体的対応＞

(1) 新型インフルエンザに関する情報の収集

〔内閣官房、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ（発生）に係る情報が、文部科学省にもたらされる。〕

- ① 予定されている伝達ルートを通じて大臣及び関係局課までただちに第三段階への移行を報告。
- ② 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザに関する情報を収集。
- ③ 感染症研究ネットワーク支援センター等を通じ、感染症研究拠点からの新型インフルエンザに関する情報を収集。

(2) 文部科学省内の体制整備等

- ① 「第三段階 感染拡大期、まん延期、回復期」へ移行した段階で、情報の共有・分析と今後の対応方針を協議するため、ただちに新型インフルエンザ対策本部を招集。
→ 新型インフルエンザの症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を確認。さらに、その時点で、文部科学省関係機関等に要請すべき内容と今後の対応方針について協議。
- ② その後の事態の進行に応じて、随時、対策本部・作業部会を開催。
- ③ 引き続き、文部科学省内に設置されている新型インフルエンザ対策作業部会に専従者を配置するなどして、
 - ・ 教育委員会や学校等からの相談・問い合わせに対する対応
 - ・ マスコミへの対応・広報
 - ・ 関係府省・関係機関との連絡調整
 - ・ 省内関係局課間の連絡・調整機能を強化する。
- ④ 必要に応じ、担当官を現地に派遣し、情報収集、指導・助言を行う。
- ⑤ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる文部科学省主催イベント等について、感染拡大期においては延期又は中止を検討、まん延期においては無期延期又は中止する。回復期には、段階的に延期又は中止を縮小していく。

(3) 文部科学省関係機関への迅速かつ正確な情報の提供及び要請

- ① 文部科学省関係機関への情報提供

新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等得られた情報について、種々の方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。

ア FAXやEメールを利用して情報を提供

(想定される情報は、次のようなもの)

- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応
- ・ 海外での発生状況 等

イ ホームページ上に開設されている情報公開サイトを通じて情報を提供（厚生労働省等とも連携しつつ、新型インフルエンザの症状や効果的な予防方法、Q&A等を積極的に提供）

ウ 必要があれば緊急に全国の教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項、今後予想される動き等について説明を行う。

②文部科学省関係機関への要請

文部科学省関係機関に対し、引き続き、不要不急の業務の縮小や職場での感染防止策を講ずるよう要請する。大規模集会や不特定多数の集まる活動は、感染拡大期においては延期又は中止を検討、まん延期においては原則として、無期延期又は中止するよう要請する。

回復期には、以上の対策を段階的に縮小するよう要請する。

(4) 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び 私立学校担当の知事部局への要請

○教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請。

<感染拡大期>

①文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び回復期以降の受験機会の確保措置の実施方法等を適切に講じること。

②文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を児童生徒、その保護者、教

職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。

- ③予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- ④保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。
- ⑤児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- ⑥学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等と相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑦都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑧学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること（表1参照）。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知すること。
- ⑨学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業や入学試験の延期等の措置の要請を行うことがありうること。
- ⑩学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑪修学旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう学校に指導すること。
- ⑫海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑬海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
 - ・新型インフルエンザの症状、感染経路等
 - ・効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）

- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・ 発生状況
 - ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
 - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
 - ・ 帰国する際の相談窓口 等
- ⑭発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

<まん延期>

- ①学校の臨時休業を行い、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行うこと。
- ②新型インフルエンザ患者を対象とした入院措置は解除されているため、児童生徒や教職員等が発症した場合には、適切な医療機関（発熱外来等）を受診するよう、保健所等に設置される発熱相談センターと連携すること。
- ③その他については、感染拡大期の対応を引き続き行う。

<回復期>

- ①学校の設置者は、都道府県保健部局等から学校の臨時休業終了の要請があった場合、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の終了時期及び対象校を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるようにすること。
- ②学校が臨時休業を終了した際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨の報告をすることとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること（表1参照）。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知すること。
- ③その他については、感染拡大期及びまん延期の対応を引き続き行う。

(5) 大学等への要請

- ①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、次のような対応を要請。

<感染拡大期>

ア 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について確認すること。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び回復期以降の受験機会の確保措置の実施方法などについて再度十分な検討・準備を行うこと。そ

- の際、大学等の所在地区のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。
- イ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ウ 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- エ 学生及び保護者等に対して、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。
- オ 学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- カ 大学等において、学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該大学等の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等と相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- キ 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、大学等の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期や範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ク 学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること（表1参照）。
- ケ 学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報に基づき、国立大学法人、公立大学法人、公立大学を設置する地方公共団体又は文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること（表1参照）。
- コ 大学等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- サ 海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、原則自粛するよう学生や教職員に周知すること。
- シ 大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。
- ・留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
 - ・学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
 - ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエ

ンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

<まん延期>

- ア 大学等の臨時休業を行い、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の各大学等と学生との連絡方法を明確にし、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや学生生活について十分な指導を行うこと。
- イ 新型インフルエンザ患者を対象とした入院措置は解除されているため、学生や教職員等が発症した場合には、適切な医療機関（発熱外来等）を受診するよう、保健所等に設置される発熱相談センターと連携すること
- ウ その他については、感染拡大期の対応を引き続き行う。

<回復期>

- ア 大学等の設置者は、都道府県保健部局等から大学等の臨時休業終了の要請があった場合、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の終了時期及び対象校を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講られるようにすること。
- イ 大学等が臨時休業を終了した際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること（表1参照）。
- ウ その他については、感染拡大期及びまん延期の対応を引き続き行う。

②大学附属病院に対し、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議により作成された「医療体制に関するガイドライン」や都道府県等によりまとめられた行動計画等に基づいて対応するよう要請する。

(6) 日本人学校等への要請

○文部科学省より日本人学校等に対し、以下の情報をただちに送付するとともに、それらの情報を参考として、児童生徒、派遣教員等に対し適切な指導を行うよう要請。

- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応等
- ・ 海外での発生状況
- ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
- ・ 帰国する際の相談窓口
- ・ 日本人学校等が発生国から受け入れる児童生徒が、風評等により不当な扱いを受けることがないように正しい情報に基づいた冷静な対応が求められること 等

(7) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- ①厚生労働省、感染症研究ネットワーク支援センター等文部科学省所管の関係機関との間で、感染症対策に資する情報のほか、WHO（世界保健機関）、OIE（国際獣疫事務局）、FAO（国連食糧農業事務局）のリファレンスラボラトリー等からのウイルス株や症例定義の情報の共有等を行う。
- ②必要に応じ、文部科学省所管の関係研究機関に対して、WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析に関する協力を行うよう指示する。
- ③政府として緊急を要するワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合には、法律に基づく手続きを迅速に行う。

V. 第四段階 小康期

(患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

政府行動計画（第四段階）中の文部科学省関係項目

実施体制と情報収集

- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言する。
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、ガイドライン、指針・勧告等の見直しを行う。

予防・まん延防止

【国内での感染防止】

- ・ 各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知する。

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 引き続き、流行の第二波に備え、国民への情報提供と注意喚起を行う。
- ・ 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。

社会・経済機能の維持

- ・ 一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。

＜「第四段階 小康期」における文部科学省の具体的対応＞

以下に掲げる対応を行うほか、引き続き、回復期の対応を行う。

- ①これまでの各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ、本行動計画及び情報提供体制等の見直しを行う。
- ②文部科学省関係機関に対して、流行の第二波に備え、必要に応じ、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について定めた計画の見直し等を行うよう要請する。
- ③教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局、大学、短期大学及び高等専門学校に対して、次のような対応を要請。
 - ア 勤務体制の見直し等を行い、文部科学省との連携体制を再度確認すること。
 - イ 文部科学省からの通知等を踏まえ、児童生徒、学生及び教職員等が新型インフルエンザと疑われる症状を呈した場合及び感染が確定した場合の対応等について、流行の第二波に備え十分に周知を行うとともに、必要に応じ、見直しを行うこと。

表1 臨時休業等の要請と報告の流れ

————→ 要請 - - - - -> 報告

